

各位

秩父鉄道株式会社

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日（木）開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月28日開催の第199期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- (3)現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のう</u>

	<p><u>ち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p>(附則)  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>  <u>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u>  <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(昭和50年5月30日改正) (以下省略)	<p>(昭和50年5月30日改正) (以下省略) (2022年6月28日改正)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月28日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月28日

以 上